

2026年5月26日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「One 日本株ダブル・ベアファンド2」

投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、弊社の追加型証券投資信託「One 日本株ダブル・ベアファンド2」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をさせていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この約款変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議をもって決定されます。2026年5月26日時点の当ファンドの受益者の皆さまは、書面決議において議決権を行使することができます。

約款変更は、議決権を行使できる受益者さまの議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

■ **必要なお手続きについて**

賛成の場合 → お手続きの必要はございません。

ご返信がない場合はご賛成いただいたものとみなしますので「議決権行使書面」をご郵送いただく必要はございません。

反対の場合 → 「反対」の意思表示を行ってください。

4ページの「約款変更に対する場合のお手続き」をご参照いただき、「議決権行使書面」をご郵送ください。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、取扱販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

〔コールセンター〕0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

敬具

1. 約款変更の内容と理由

<約款変更の内容>

- ①「運用の基本方針」の「投資態度」に安定運用への切り替えに関する規定を追加します。以下の通り、一定の条件を満たした場合は、わが国の短期金融商品等による安定運用（以下、「安定運用」といいます。）に切り替え、原則として予定されている償還日まで運用を行います。
- ・5営業日連続して1万口当たりの基準価額（過去において支払った収益分配金の金額は含みません。）が500円を下回った場合には、当該5営業日の最終日から1か月程度運用を継続した後に安定運用に切り替えます。
 - ・信託財産の純資産総額が1億円を下回った場合には、当該日から5営業日程度運用を継続した後に安定運用に切り替えます。

なお、上記①の約款変更が適用となる場合、以下の約款変更も合わせて行う予定です。以下の変更は書面決議の対象となる約款変更ではありません。

- ②安定運用への切り替え後に適用する信託報酬率を追加します。

安定運用開始日の翌日から適用する信託報酬率については以下の通りとします。

純資産総額に対して、年率0.088%（税抜0.08%）

<約款変更の理由>

当ファンドは2022年8月31日に設定し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることをめざす運用の基本方針の下で運用を行ってまいりました。基準価額（1万口当たり）は設定当初の10,000円から、2026年2月10日現在には1,250円まで下落しております。今後更に基準価額が下落し一定の水準を下回る状況が継続すると運用の精度が相対的に低下し、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難になることが予想されます。

こうした状況をふまえ、基準価額が一定の水準を下回る状況が継続した場合には、わが国の短期金融商品等による安定運用に切り替えることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、今般、投資態度の変更を行うことといたしました。なお、安定運用への切り替えは、これまでの運用を短期間継続した後に行います。

また、当ファンドの純資産総額が1億円を下回る状況が継続する場合も、運用の精度の低下により運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることから、速やかに安定運用に切り替えられるよう約款変更を行うものです。

なお、短期金融商品等による安定運用に移行した場合には、期待収益の低下が見込まれるため、信託報酬率の引き下げを行う約款変更も同時に実施いたします。

2. 手続きの日程と概要

公告日	2026年5月26日	本手続きの対象となる受益者の確定日
議決権の行使期限	2026年6月22日まで	議決権行使書面の受付期限
書面決議の日	2026年6月23日	約款変更の可否決定日
約款変更適用日(予定)	2026年7月8日	可決した場合の約款変更適用予定日

※ 公告はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。

（ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

※ 書面による議決権の行使については、2026年5月26日現在の受益者の皆さまを対象としております。2026年5月27日以降に取得された受益権口数（2026年5月26日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による議決権行使の方法

【約款変更に賛成の場合】 ⇒ お手続きの必要はございません。

【約款変更に反対の場合】 ⇒ 次ページのお手続きが必要です。

※書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの信託約款の規定に基づき、約款変更について賛成していただけるものとしてお取扱いさせていただきます。したがって、当ファンドの約款変更に賛成していただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、賛成の旨の議決権を行使することも可能です。その際は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入および記載内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒に封入し、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。賛成の手続きや記載方法等は次ページの反対の際の手続き方法をご確認ください。

【約款変更に関する反対する場合のお手続き】

反対される受益者の皆さまは、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。なお、2026年6月22日までにアセットマネジメントOne株式会社に到着した分を有効とさせていただきます。

議決権行使書面にご記入いただく内容

- a. 記入日
- b. 賛成・反対の別（どちらかに○印をつけてください）
※反対される受益者の方は、「反対」に○印をつけてください
- c. 日中連絡先（電話番号）

<ご記入にあたっての注意事項>

- ・「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「お名前」、「ご住所」、「販売会社・取扱店」、「議決権数（受益権口数）」をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案に対して、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、重複行使された議案の全ての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・賛成・反対の表示がない議決権行使書面（賛成・反対のどちらにも○印がつけられていないもの）をご郵送いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

なお、返信用封筒をご使用にならない場合には、以下の宛先にご送付ください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング
アセットマネジメントOne株式会社
商品開発部 ディスクロージャーチーム 書面決議受付係

（※同封の返信用封筒は料金受取人払専用のため、別の郵便番号となっています。）

<ご送付いただいた議決権行使書面の取り扱い>

- ・ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメントOne株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、書面決議に関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

4. 約款変更の実施の判定

約款変更については、2026年6月23日に賛成・反対の口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

<約款変更を実施する場合>

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

可決された場合、2026年7月8日に、当ファンドの約款変更を行います。

<約款変更を実施しない場合>

書面決議において否決された場合（賛成が3分の2未満であった場合）には、当ファンドの約款変更は行いません。

否決された場合、約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

※書面決議の結果は、2026年6月23日（書面決議の日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ（<https://www.am-one.co.jp/>）およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認ください。

※当ファンドは毎日基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、本議案に反対された受益者が、受託銀行に対し買取請求することはできません。

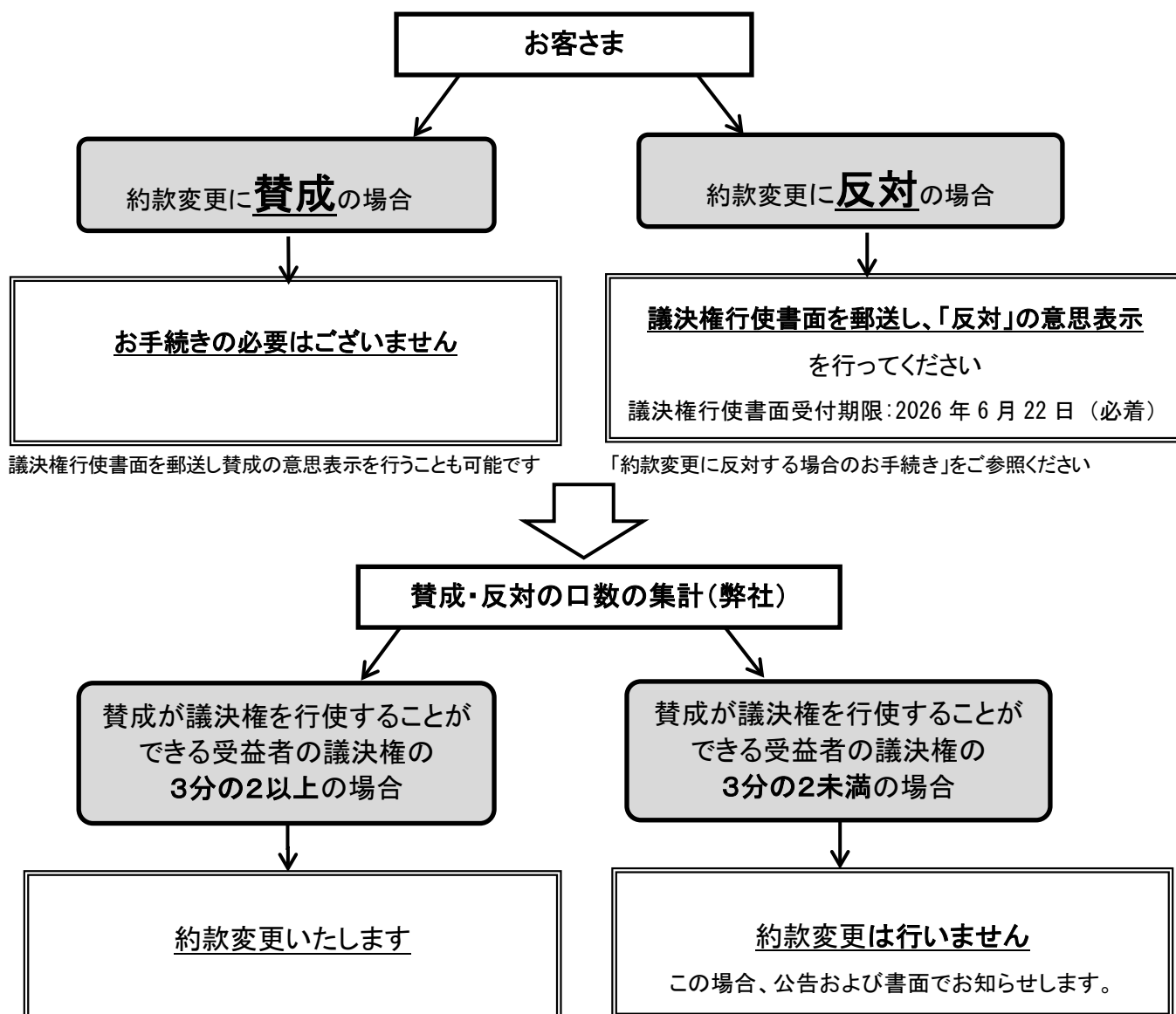
<ご留意事項>

約款変更の効力の発生後、投資態度に定める条件に該当し安定運用に切り替えを行った場合には、先物取引による運用を行わないことから、運用の基本方針に則ったわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対をめざした運用にはならず、基準価額の変動は極めて小幅なものになる見込みです。

また、わが国の短期金利水準によっては、安定運用期間中の運用収益が運用管理費用（信託報酬）を下回る水準となり、基準価額が下落する可能性がございます。

以 上

<ご参考①> お手続きの流れ



※ 書面決議の結果は、2026年6月23日以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認いただけます。

議決権行使期間中、および書面決議の日以降においても、販売会社において通常通り当ファンドのご換金（解約）のお申込みを受け付けます。

＜ご参考②＞ 約款変更に関するQ & A

Q1：なぜ、約款変更を行うのですか？

基準価額が一定の水準を下回る状況が継続した場合には、わが国の短期金融商品等による安定運用に切り替えることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、今般、投資態度の変更を行うことといたしました。また、当ファンドの純資産総額が1億円を下回る状況が継続する場合も、運用の精度の低下により運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることから、速やかに安定運用に切り替えられるようにするため約款変更を行うものです。なお、安定運用への切り替えは、これまでの運用を短期間継続した後に行います。

Q2：約款変更の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

約款変更賛成の場合は、お手続きの必要はございません。

約款変更反対の場合は、お手続きが必要です。4ページの「約款変更反対する場合のお手続き」をご参照の上、お手続きください。

Q3：約款変更を実施するか否かは、どのように決定されますか？

書面決議により決定します。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、賛成が3分の2未満であった場合には否決となります。

Q4：書面決議（約款変更するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

書面決議の結果は、2026年6月23日（書面決議の日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページまたはコールセンターにてご確認いただけます。

ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：電話 0120-104-694（営業日の午前9時～午後5時）

Q5：約款変更の実施が決定された場合、どのようにになりますか？

また、約款変更後に、安定運用への切り替えに関して、どうやって知ることができますか？

約款変更適用日より、約款変更後の投資態度に基づく運用が行われます。また、安定運用に切り替えた場合に適用する信託報酬率を追加する変更を行います。

安定運用への切り替えに関しては、ホームページでお知らせします。

Q6：約款変更が実施されないこととなった場合、どのようにになりますか？

書面決議で約款変更が否決された場合には、安定運用に切り替える投資態度の約款変更は行わず、従来どおりの運用を継続します。また、信託報酬率の変更も行いません。

Q7：ファンドを売却することは可能ですか？

約款変更の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。

その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社のコールセンター（電話：0120-104-694）【営業日の午前9時～午後5時】